

標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)

(最終改正 平成三十年 国土交通省告示 第二百二十七号)

目次

第一章	総則	(第一条、第二条)	第六章	指図	(第十三条、第十四条)
第二章	見積り	(第三条)	第七章	事故	(第十五条~第十七条)
第三章	運送の引受け	(第四条、第五条)	第八章	運賃等	(第十八条~第二十条)
第四章	荷物の受取	(第六条~第八条)	第九章	責任	(第二十一条~第二十九条)
第五章	荷物の引渡し	(第九条~第十二条)			

第一章 総則

第一条 適用範囲

この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事務所の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定期で行う運送であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

- この約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二条 受付日時

当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

- 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二章 見積り

第三条 見積り

当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。))について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

- 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。
 - 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 荷物の受取日時及び引渡日
 - 送達地及び到着地の地名、地番及び連絡先電話番号
 - 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
 - 解約手数料の額
 - 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
 - 荷受人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
 - その他見積りに関し必要な事項
- 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、既取掛作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。
- 見積りは請求しません。ただし、送達地又は到着地において下見を要した場合には限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
- 当店は、見積りの際に現金、手付金(前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。))を請求しません。
- 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。
- 当店は、見積書を記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章 運送の引受け

第四条 引受拒絶

当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することができます。

- 運送に適する設備がないとき。
- 運送に關し申込者が特別の負担を求めたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 天災その他やむを得ない事由があるとき。

- 荷物が次に掲げるものであるときは、当該貨物に限り引越運送の引受けを拒絶することができます。
 - 現金、有価証券、宝石貴金属、現金通帳、キヤンセルカード、印鑑等荷受人において携帯することのできる貴重品
 - 大規模その他危険品、不燃物等他の荷物の損害を及ぼす恐れのあるもの
 - 動物類、ピアノ、衣類品、貴重品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時運送する事に適さないもの
- 申込者が第八条第一項の規定による種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

第五条 連絡運輸又は利用運送

当店は、荷物の引越運送を限り限り、引受けを受ける荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができます。

第四章 荷物の受取

第六条 荷物の受取を行う日時

当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

第七条 荷造り

荷受人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するよう荷造りを行わなければならない。

- 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により必要な荷造りを行います。
- 前二項の規定にかかわらず、当店は荷造りからの申込みに応じて、荷受人の負担により必要な荷造りを行います。

第八条 荷物の種類及び性質の届報

当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)、壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十条第一項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質をまず第二項に申告する必要があります。

- 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷受人が申告したことと疑いがあるときは、荷受人の同意を得て、その会合しの上で、これを点検することができます。
- 当店は、前項の規定により点検した場合には、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このため生じた損害を賠償します。
- 前二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第五章 荷物の引渡し

第九条 荷物の引渡しを行う日

当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷受人又は荷受人に対して通知します。

第十条 荷受人不在の場合の措置

荷物が前項の引渡し日より引渡し不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷受人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。))の氏名及び連絡先の申告を求めます。

- 荷受人が見積書に記載した引渡日不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

第十一条 引渡しができない場合の措置

当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。))を通知することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒りし又は拒らんとでき、若しくはその他の理由により引渡しの受け取りができないときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。

- 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に必要な費用は荷受人の負担とします。

第十二条 引渡しができない荷物の処分

当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業所に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

- 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。
- 第一項の規定による処分に要した費用は、荷受人の負担とします。
- 当店は、第一項の規定により競売したときは、その代金の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

第六章 指図

第十三条 指図

荷受人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

- 前項に規定する荷受人の権力は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

第十四条 指図に応じない場合

当店は、運送上の支障を生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷受人の指図に応じないことがあります。

- 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

第七章 事故

第十五条 事故の措置

当店は、荷物の全部の滅失を発生したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

- 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分のき損を発生したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。
- 当店は、前項の場合において、指図を待たずともありますが、又は当店の定める期限内に指図がないときは、荷受人の権利のために、当店の判断によって運送の中止又は運送拒絶若しくは運送方法の変更その他適切な処分をします。
- 当店は、前項の規定による処分したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。
- 第一項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障を生ずると認めると同時に、荷受人の指図に応じないことがあります。
- 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。
- 当店は、荷物の一部のみ滅失又はき損を発生したときは、荷受人の指図を求めず引運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

第十六条 危険取止めの処分

当店は、荷物が危険品その他の荷目に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取止しを他の運送上の損害を防止するため処分をします。

- 前項に規定する処分に必要な費用は、荷受人の負担とします。
- 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

第十七条 事故証明書の手配

当店は、荷物の滅失、き損又は遅延に關し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内に行きつけ、事故証明書を発行します。

第八章 運賃等

第十八条 運賃及び料金

運賃及び料金を並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

- 運賃及び料金は並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに相应的料金を収めます。

第十九条 運賃等の收受

当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷受人から運賃等を受取ります。

- 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。
 - 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 送達地及び到着地の地名、地番及び連絡先電話番号
 - 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。)
 - 当店の名称、住所、電話番号及び引合い窓口の電話番号
 - その他運賃等の收受に関し必要な事項
- 前項ただし書の場合において、当店は見積書に記載した内容に準拠して請求します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。
- 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合の修正については、次の各号に基づき行います。
 - 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。))の合計額より少ない場合実際に要する運賃等の合計額及び見積運賃等の合計額を超える場合、荷受人の責任による事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときと限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内訳に修正します。
 - 実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等の合計額を超える場合、荷受人の責任による事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときと限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内訳に修正します。
- 当店は、前二項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を受取することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

第二十条 事故等と運賃、料金

当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を受取りし、並びに当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を受取ります。

- 当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分に要する運賃、料金その他の費用を受取ります。
- 当店は、荷物の一部を壊れ若しくは損又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を受取ります。
- 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分のき損が生じた場合は、当該事故が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を受取ります。
- 第一項、第二項及び第三項の規定において、当店は既にその荷物について運賃等の全部又は一部を受取している場合には、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が収取することとしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

第二十一条 解約手数料又は延期手数料等

当店は、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷受人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、荷日又は当日に行われたときと限りります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

- 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。
 - 見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等 (料金にあっては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。))の二十パーセント以内
 - 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等の三十六パーセント以内
 - 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積運賃等の五十一パーセント以内
- 解約の原因が荷受人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店は既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用(見積運賃に明記したもに限る。))を受取ります。
- 第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

第九章 責任

第二十二条 責任と筆程等

当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に關し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物その他のもの滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負い、遅やりに賠償します。

第二十三条 免責

当店は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 荷物の欠陥、自然の消耗
- 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、きびその他これに類似する事由
- ストレーキ若しくはボレーキの事故、社会的紛擾その他事業上の緊急又は強盗
- 不可抗力による火災
- 予見できない異常な交通障害
- 地震、津波、洪水、暴風雨、雨すべり、山崩れその他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 荷受人又は荷受人等による故意又は過失

第二十四条 引越引取貨物等に関する特別

第四条第二項各号に掲げる荷物のについては、当店がその旨を知って引き受けた場合と限り、当店は、当該荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

- 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要する荷物(第四条第二項各号に掲げるものを除く。))については、荷受人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくはき損又は当該荷物のより生じた他の荷物の滅失、き損若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

第二十五条 責任の特別消滅事由

荷物の一部のみ滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発生しない限り消滅します。

- 前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

第二十六条 損害賠償の額

当店は、荷物の滅失又はき損により直接生じた損害を賠償します。

- 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。
 - 見積書に記載した引渡日より遅延したとき、受取運送により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
 - 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなければならなかった引越運送により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
 - 第一号及び第二号が同時に生じたとき、受取運送及び引越運送より直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの日遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

第二十七条 時効

荷物の滅失、き損又は遅延についての当店の責任は、荷受人等が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

- 前項の期間は、荷物の全部が滅失した場合においては、見積書に記載した引渡日からこれを起算します。
- 前二項の規定は、当店がその損害を知って荷受人等に告げなかった場合には、適用しません。

第二十八条 連絡運輸又は利用運送の際の責任

当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款において当店が負います。

第二十九条 荷受人又は荷受人等の賠償責任

荷受人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、荷受人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥に起因したときは、又は当店の責任を知っていたときは、この限りではありません。